



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年5月17日金曜日 第2470号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 401
 土地改良区の定款変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 401
 土地改良事業の工事完了の届出..... (") ... 401
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 402
 建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 402
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 402
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 402
 道路の区域変更 (県道瀬田八多喜停車場線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 403
 道路の区域変更 (一般国道 378 号)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 403
 道路の区域変更 (県道宇和三間線)..... (") ... 403
 医師の指定..... (身体障害者更生相談所) ... 404
 指定医師の所在地の変更..... (") ... 404
 指定医師の辞退の届出..... (") ... 405

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 406
 争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 406

教育委員会公告

平成26年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... (高校教育課) ... 406

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 407
 愛媛県選挙公営実施規程の一部を改正する規程..... (") ... 407
 愛媛県選挙公営実施規程の一部改正..... (") ... 408

告 示

○愛媛県告示第569号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成25年5月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡愛南町小山2075、2076
- (2) 指定の目的
水源の涵養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小山2075 (次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第570号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、新居浜市阿島土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年5月17日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

○愛媛県告示第571号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第1項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年5月17日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	河北地区	平成24年3月9日
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	新池地区	平成25年2月28日

○愛媛県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 清 俊	松山市祝谷五丁目 4 番 7 号
"	長谷川 学	松山市祝谷四丁目 8 番16号
"	西 山 昭 広	松山市祝谷一丁目 7 番24号
"	能 田 貢	松山市祝谷四丁目 6 番 5 号
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目 7 番38号
"	古茂田 宏 則	松山市祝谷一丁目 7 番 4 号
"	丸 山 直 樹	松山市祝谷六丁目1030番地
"	松 本 邦 男	松山市祝谷五丁目 3 番26号
"	中 山 節 子	松山市祝谷二丁目 2 番 6 号
"	栗 林 昭 三	松山市祝谷五丁目 4 番 5 号
"	野 本 桂 子	松山市祝谷五丁目 7 番 4 号
"	野 本 和 馬	松山市祝谷六丁目1301番地
"	白 石 徳 広	松山市祝谷四丁目 3 番19号

監 事	松 田 一 郎	松山市祝谷六丁目1325番地
"	丸 山 隆	松山市祝谷四丁目 9 番22号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 清 俊	松山市祝谷五丁目 4 番 7 号
"	長谷川 学	松山市祝谷四丁目 8 番16号
"	西 山 誉志道	松山市祝谷一丁目 7 番24号
"	能 田 貢	松山市祝谷四丁目 6 番 5 号
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目 7 番38号
"	野 本 孫 彦	松山市祝谷六丁目1201番地
"	古茂田 宏 則	松山市祝谷一丁目 7 番 4 号
"	松 本 邦 男	松山市祝谷五丁目 3 番26号
"	中 山 節 子	松山市祝谷二丁目 2 番 6 号
"	栗 林 昭 三	松山市祝谷五丁目 4 番 5 号
"	野 本 桂 子	松山市祝谷五丁目 7 番 4 号
"	野 本 繁 樹	松山市祝谷六丁目1260番地
"	松 本 清 哲	松山市祝谷三丁目 6 番 1 号
監 事	松 田 一 郎	松山市祝谷六丁目1325番地
"	丸 山 隆	松山市祝谷四丁目 9 番22号

○愛媛県告示第573号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 21) 第14260号	平成21年 6月14日	(株)ナトム	堀切 俊作	東温市松瀬川甲533 - 69	平成25年 4月5日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23) 第14931号	平成24年 2月15日	(有)マテリアルマツオカ	松岡 文江	松山市南江戸 3 - 8 - 6	平成25年 4月9日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23) 第4532号	平成24年 3月8日	(株)松井建設	松井光太郎	松山市東石井 6 - 3 - 11	平成25年 4月18日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 5月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
25中局建（開）第 8 号 平成25年 5月 8日	伊予郡松前町大字上高柳字新開478番 1	松山市上市一丁目 3 番28号 森 川 正 彦

○愛媛県告示第575号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 21) 第2656号	平成22年 1月30日	松本海事工業(有)	松本 豊	宇和島市榊形町3 - 6 - 22	平成25年 4月6日	土木工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 22) 第14648号	平成22年 10月31日	石橋工務店	石橋 忠義	宇和島市三浦西1200 - 5	平成25年 4月15日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲3635番1	旧	メートル 6.6 ~ 8.6	キロメートル 0.067	
			新	6.6 ~ 8.7	0.067	
"	"	大洲市八多喜町乙1184番5	旧	7.7 ~ 9.7	0.035	
			新	7.7 ~ 10.1	0.035	
"	"	大洲市八多喜町乙1182番33	旧	5.3 ~ 8.4	0.024	
			新	6.0 ~ 11.1	0.024	
"	"	大洲市八多喜町乙1182番34から 同町乙1182番31まで	旧	4.8 ~ 13.8	0.123	
			新	7.4 ~ 68.3	0.123	
"	"	大洲市八多喜町乙1182番32	旧	8.8 ~ 25.0	0.082	
			新	12.8 ~ 35.0	0.082	

○愛媛県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町周木字分田1番耕地227番4地先から 同字1番耕地227番5地先まで	旧	メートル 7.0 ~ 10.4	キロメートル 0.044	
			新	7.0 ~ 12.6	0.044	

○愛媛県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川3132番地先から 同町下川3148番地先まで	旧	メートル 7 2 ~ 14 . 8	キロメートル 0 . 420	
			新	10 5 ~ 34 . 0	0 . 420	

○愛媛県告示第579号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由・心臓機能障害	内 科	放射線第一病院	脇 坂 佳 成	今治市北日吉町1丁目10番50号	平成 25年 5月 1日
視 覚 障 害	眼 科	市立宇和島病院	木 村 徹	宇和島市御殿町1番1号	平成 25年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立八幡浜総合病院	岡 本 賢 和	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成 25年 5月 1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	医療法人広仁会広瀬病院	野 田 輝 乙	八幡浜市1280番地9	平成 25年 5月 1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病院	中 島 正 夫	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成 25年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	森 信 幹 彦	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成 25年 5月 1日
肢体不自由・じん臓・呼吸器・肝臓機能障害・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	松 三 雄 騎	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成 25年 5月 1日
肢体不自由・心臓・呼吸器・肝臓機能障害・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	西条中央病院	八 木 隆 治	西条市朔日市804番地	平成 25年 5月 1日
肢体不自由・心臓・呼吸器・肝臓機能障害・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	西条中央病院	勢 井 友 香	西条市朔日市804番地	平成 25年 5月 1日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	伊 予 病 院	松 本 瑠 以 子	伊予市八倉906番地5	平成 25年 5月 1日
心 臓 機 能 障 害	内 科	社会医療法人石川記念会HIITO病院	伊 藤 彰	四国中央市上分町788番地1	平成 25年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会医療法人石川記念会HIITO病院	見 崎 浩	四国中央市上分町788番地1	平成 25年 5月 1日
肢 体 不 自 由	形 成 外 科	社会医療法人石川記念会HIITO病院	大 川 勝 正	四国中央市上分町788番地1	平成 25年 5月 1日
肢 体 不 自 由	内 科	田之浜あじき医院	安 食 研 治	西予市明浜町田之浜1108番地第3	平成 25年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	藤 淵 剛 次	東温市志津川	平成 25年 5月 1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	三 谷 壮 平	東温市志津川	平成 25年 5月 1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宇 田 尚 史	東温市志津川	平成 25年 5月 1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	愛媛県立子ども療育センター	菊 池 知 耶	東温市田窪2135番地	平成 25年 5月 1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	浅 井 聖 史	東温市志津川	平成 25年 5月 1日

○愛媛県告示第580号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成25年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
石 丸 泰 光	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	社会医療法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	平成25年 4月1日
河 邊 美 香	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	平成25年 4月1日
村 上 聡	伊方町国民健康保険瀬戸診療 所	西宇和郡伊方町三机乙2587番 地	西 予 市 立 野 村 病 院	西予市野村町野村9号53番地	平成25年 4月1日
渡 部 洋 輔	西 予 市 立 宇 和 病 院	西条市朔日市269-1	市 立 八 幡 浜 総 合 病 院	八幡浜市大平1番耕地638番 地	平成25年 4月1日
島 本 憲 司	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	医療法人社団重信クリニック	東温市志津川246-6	平成25年 4月1日
東 浩 司	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1-1	平成25年 4月1日
久 保 義 一	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
西 村 一 孝	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
市 木 拓	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
阿 部 聖 裕	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
渡 邊 彰	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
植 田 聖 也	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
佐 藤 千 賀	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
岩 田 猛	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
船 田 淳 一	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
山 内 一 彦	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
松 田 俊 二	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
横 手 正 剛	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
宮 本 良 治	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
曾我部 弘 人	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
橋 本 司	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
鈴 木 秀 明	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
戸 井 孝 行	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日
石 丸 啓	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366	平成25年 4月1日

○愛媛県告示第581号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年 5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
呼吸器機能障害	内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	入船和典	東温市志津川	平成25年3月27日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	福本哲也	東温市志津川	平成25年3月27日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	富所雄一	東温市志津川	平成25年3月27日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	米永吉邦	東温市志津川	平成25年3月29日
肢体不自由・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	田村周太	西条市朔日市字櫻ヶ坪269-1	平成25年3月31日
肢体不自由	整形外科	社会医療法人石川記念会石川病院	山岡慎太郎	四国中央市上分町732番地1	平成25年3月31日
肢体不自由	整形外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	亀井節也	東温市志津川	平成25年3月31日
肢体不自由	整形外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山岡豪太郎	東温市志津川	平成25年3月31日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	石井龍宏	今治市喜田村7丁目1番6号	平成25年4月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月17日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年5月8日	NPO法人 のら倶楽部	高市徳治	松山市鷹子町585番地	この法人は、農家とすべての地域住民に対して、農家の生産販売支援事業・生産者と消費者のふれあい活動を通じて、農業経営の活性化、農業をつうじた環境保全及びえひめの食文化の継承と発展に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成25年5月9日あったので公表する。

平成25年5月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 平成25年度夏季・年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成25年5月20日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 一般財団法人真光會
松山市南高井1491
医療法人光佑会くろだ病院
伊予郡松前町大字神埼586
- 4 概要 前記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

教育委員会公告

○公 告

平成26年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、

平成26年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成25年5月17日

愛媛県教育委員会

教育長 仙波隆三

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	平成25年7月23日(火)から26日(金)まで	松山市立道後中学校（松山市上市一丁目3番57号） 松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
中学校教員（各教科）	平成25年7月23日(火)から26日(金)まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
高等学校教員（各教科〔科目〕）	平成25年7月23日(火)から26日(金)まで	松山北高等学校（松山市文京町4番地1）
特別支援学校教員		
養護教員	平成25年7月23日(火)から26日(金)まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
栄養教員	平成25年7月23日(火)から26日(金)まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

- 2 第2次選考試験
第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。
- 3 受験申込受付期間
平成25年5月20日(月)から6月12日(水)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。)
- 4 受験資格
次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成26年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
 - (2) 昭和49年4月2日以降に出生した者(本県の国公立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。))で5年以上の教職経験(期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。)を有する者が、当該教職経験に係る試験区分を受験する場合で、教職経験者特別選考を申請するときにあつては、昭和39年4月2日以降に出生した者)

なお、他の都道府県で、国公立学校の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)については、年齢を制限しない。

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者
- 5 受験申込手続及び試験方法
平成26年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。
- 6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法
愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。
なお、上記によることができない場合には、封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して郵送にて下記まで請求すること。

<請求先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄養教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成25年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
1 病院 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財団法人創精会松山記念病院</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2～5 省略	名 称	所在地	指定年月日	省略			一般財団法人創精会松山記念病院	省略		省略			独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	省略		省略			1 病院 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財団法人創精会松山記念病院</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構愛媛病院</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2～5 省略	名 称	所在地	指定年月日	省略			財団法人創精会松山記念病院	省略		省略			独立行政法人国立病院機構愛媛病院	省略		省略		
名 称	所在地	指定年月日																																			
省略																																					
一般財団法人創精会松山記念病院	省略																																				
省略																																					
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	省略																																				
省略																																					
名 称	所在地	指定年月日																																			
省略																																					
財団法人創精会松山記念病院	省略																																				
省略																																					
独立行政法人国立病院機構愛媛病院	省略																																				
省略																																					

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

愛媛県選挙公営実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成25年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県選挙公営実施規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙公営実施規程(昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第17条 候補者は、ポスター掲示場に法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスター（以下本章中「ポスター」という。）を掲示する場合には、当該候補者の立候補の届出順位の番号と同じ番号の記載のある区画に掲示しなければならない。</p>	<p>第17条 候補者は、ポスター掲示場に法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスター（以下本章中「ポスター」という。）を掲示する場合には、当該候補者の立候補の届出順位の番号と同じ番号の記載のある区画に掲示しなければならない。</p>

附 則

この規程は、平成25年5月26日から施行する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年5月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

第1号様式備考中2を3とし、1を2とし、同様式に備考1として次のように加える。

- 1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

第2号様式備考2中「備考2」を「備考3」に改め、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式に備考1として次のように加える。

- 1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

第3号様式備考2中「備考2」を「備考3」に改め、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式に備考1として次のように加える。

- 1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

第6号様式備考を備考2とし、同様式に備考1として次のように加える。

- 1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

第7号様式備考を備考2とし、同様式に備考1として次のように加える。

- 1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

第8号様式備考を備考2とし、同様式に備考1として次のように加える。

- 1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。